



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示	
331 生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課)..... 1
332 生活保護法による指定施術機関の廃止	(〃)..... 2
333 生活保護法による指定医療機関の辞退	(〃)..... 2
334 生活保護法による介護機関の指定	(〃)..... 2
335 生活保護法による施術機関の指定	(〃)..... 3
336 特定農業用ため池の指定の解除	(農業農村整備課)..... 3
337 保安林予定森林	(森林整備課)..... 3
338 都市計画の変更	(都市政策課)..... 4
339 〃	(〃)..... 4
340 紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(公共建築課)..... 5
341 一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会)..... 9
342 Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃)..... 9
○ 公安委員会告示	
20 警備員指導教育責任者講習の実施	 11
○ 警察本部告示	
1 交通管制システム上位装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	 14
○ 公告	
入札公告	(公共建築課)..... 16
〃	(教育委員会)..... 21
○ 諸報	
入札公告	(警察本部)..... 24

告 示

和歌山県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 宮 崎 泉

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日

御薬新 28-04	阪神調剤薬局和歌山御坊店	御坊市菌96番1	令和 7. 2. 28
田歯新 38-06	あけぼの歯科	田辺市あけぼの21-7 あけぼのビル108号室	令和 7. 2. 28

和歌山県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
海南あ新 3-04	中谷倫也	治療院ふうしゃ（あん摩・マッサージ） 海南市黒江1-119 フェアリー黒江201号	令和 7. 3. 1
海南は新 12-04	中谷倫也	治療院ふうしゃ（はり・きゅう） 海南市黒江1-119 フェアリー黒江201号	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
紀医新 66-06	前尾クリニック	紀の川市桃山町市場341-1	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年月日

社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	老人保健施設あじさい苑	東牟婁郡古座川町高瀬415	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	令和 7. 2. 1
株式会社第一薬局	和歌山市鳴神491-3	株式会社第一薬局海南駅前	海南市名高531-4	介護予防居宅療養管理指導	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
有あ新 1-07	中谷倫也	中谷鍼灸院（あん摩・マッサージ） 有田郡湯浅町湯浅1313-10	令和 7. 3. 1
有は新 7-07	中谷倫也	中谷鍼灸院（はり・きゅう） 有田郡湯浅町湯浅1313-10	令和 7. 3. 1
新あ新 2-07	山下恵吾	新宮市三輪崎一丁目6-13（あん摩・マッサージ）	令和 7. 3. 20
新は新 6-07	山下恵吾	新宮市三輪崎一丁目6-13（はり・きゅう）	令和 7. 3. 20
海南柔新 7-07	尾西恭平	海南市大野中474-56（柔道整復）	令和 7. 3. 27

和歌山県告示第336号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
ハルサ池	有田郡有田川町吉原字新田1628	令和7年4月25日
中之池	有田郡有田川町沼田字売谷327-1	令和7年4月25日

和歌山県告示第337号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字宮ノ前字大野田374、375
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 海南都市計画道路（3・4・101号琴ノ浦冷水線）
 - 海南都市計画道路（3・6・122号国道42号有田海南道路）
 - 海南都市計画道路（3・6・123号国道42号有田海南道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 変更する部分
 - 和歌山県海南市冷水字十五、口無、西焼尾、東焼尾、白紙、大谷、小峰
 - 藤白字六本松谷、西ノ谷
 - 下津町小南字上通り、中通り
 - 下津町梅田字池之浦、垣内、東内山、奥、百屋
- 3 縦覧場所
 - 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 有田都市計画道路（3・6・13号国道42号有田海南道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県有田市野字北地

新堂字天神

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する工事の名称等

(1) 工事年度及び工事番号

令和7年度 営 第1号

(2) 工事名

紀北支援学校中校舎棟建築工事

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が3者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

エ 各構成員に在籍する建築一式工事の監理技術者の数がそれぞれ5名以上であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。

ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。

イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の建築一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。

ウ 平成22年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した建築物の新築又は増築工事で、当該工事延べ面積の合計が3,000㎡以上の建築工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の代表者以外の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で紀北支援学校中校舎棟建築工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。

（ア）1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。

a 1級建築士の資格を有する者

b aに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

（イ）建築一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の

翌年から起算して5年を経過しない者であること。

（ウ）資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。

(3) 共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。

エ 紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。

キ 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。

サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評価値が750点以上であること。

ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で紀北支援学校中校舎棟建築工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあつては、この限りでない。

（ア）次に掲げる国家資格を有する者であること。

a 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士の資格を有する者

b 1級建築士又は2級建築士の資格を有する者

（イ）資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。

セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）とその親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、

同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が他方の役員を兼ねている場合（一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

エ 一方の役員が、他方の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。）を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合（共同企業体を含む。）とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

3 資格確認申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア、オ及びキからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。

なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届

オ 共同企業体の協定書の写し

カ 2 (1) エの要件を満たすことを証する建築一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。）の写し

ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面

ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面

コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し

サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあつては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し

(ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書

シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し

ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面

(ア) 2 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面

(イ) 2 (3) ス (イ) の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し
セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）

ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書

- (2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ (エ) 及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、令和7年4月25日（金）から同年5月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。

ア 和歌山県公共工事等入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

イ ダウンロードすることができる期間

令和7年4月25日（金）から同年5月9日（金）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月28日（月）から同年5月9日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課に対して書面等（ファクシミリ及びメールを含む。）により行うものとする。

4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所又は提出先

- (1) 令和7年4月28日（月）から同年5月12日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同年5月12日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送によりに資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和7年5月12日（月）午後2時までに、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課へ必着させること。
- (3) 電子メールにより資格確認申請書類を提出する場合は、令和7年5月12日（月）午後2時までに、5に掲げる電子メールアドレス宛に送付すること。

なお、原本の提出が必要となる書類については、後日原本確認を行う。

5 資格確認申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館10階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3243

メール e0812001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格確認申請書類に使用する言語

資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により令和7年5月22日（木）までに通知するものとする。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和7年5月23日（金）から同年6月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、令和7年6月5日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第341号

令和7年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称
令和7年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額
36,379,860円（うち消費税及び地方消費税の額3,307,260円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月4日

和歌山県告示第342号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務
 - (2) 契約期間
契約締結日から令和9年8月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県から参加資格の認定を

受けた者とする。

- (1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからクまでに掲げる書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

カ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 役員調書

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

サ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類の提出をもって（1）のイからキまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) （1）のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和7年4月25日（金）から同年6月3日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月25日（金）午前9時から同年5月12日（月）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局教育政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年4月25日（金）から同年5月19日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和7年5月19日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和7年6月3日（火）までに通知する。

ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年4月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警 備 業 務 の 区 分	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	令和7年7月2日（水）から同月11日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間（毎日午前9時から午後5時まで）	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	新規取得講習（1号）及び追加取得講習（1号）合わせて30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	令和7年7月7日（月）から同月11日（金）までの5日間（毎日午前9時から午後5時まで）		

備考

新規取得講習（1号）の一部については、追加取得講習（1号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない

者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出

受講を希望する者は、令和7年6月3日（火）から同月5日（木）まで（各日とも午前10時から午後4時まで）の間に、（3）の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に、受講受付専用電話（073-423-3344）により受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

(2) 申込み

受講予定者は、令和7年6月6日（金）から同月12日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間。郵送による提出以外の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の間に、4の必要書類を生活安全企画課に提出すること（郵送により提出する場合は前記期間内に必着させること。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、受講予定者の数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講を希望する者に関する受付担当者からの質問

等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 受講予定者が、事前申出後に2の要件を満たしていないことが判明した場合又は（2）の申込みを行わなかった場合は、当該事前申出は無効となる。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（2）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る

合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

- (3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の (1) のア、ウ若しくはオ又は2の (2) のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、各講習の初日に、実施場所において、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（1号） 47,000円
(2) 追加取得講習（1号） 23,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係
電話番号 073-423-0110（内線3046、3047）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通管制システム上位装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年4月25日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

交通管制システム上位装置賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

交通管制システム上位装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
(5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 複数台のサーバで構成されたシステムについて、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 機器等リスト（仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等を添付すること。）

ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び保守拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからコまでの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年4月25日（金）から同年6月23日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年4月25日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月25日（金）から同年5月30日（金）ま

での県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年4月25日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の（1）のクに掲げる申請書類

令和7年4月25日（金）から同年5月9日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年4月25日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年5月9日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の（1）に掲げる申請書類（クに掲げる申請書類を除く。）

令和7年4月25日（金）から同年6月4日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年4月25日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

ただし、3の（1）のウ、オ及びキの申請書類については、令和7年6月4日（水）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年6月4日（水）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824

メールアドレス e8402001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年6月12日（木）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和7年6月16日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年6月23日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

紀北支援学校中校舎棟建築工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 令和7年度 営 第1号
- (2) 工事名 紀北支援学校中校舎棟建築工事
- (3) 工事場所 和歌山市冬野地内
- (4) 工事概要 施設名称：紀北支援学校中校舎棟
構 造：鉄筋コンクリート造
階 数：地上4階
延べ面積：7,430㎡
基 礎：既製コンクリート杭（φ500～φ1,100 L=計37m）69か所
上記建築物の建築工事（既存南校舎棟接続部改修を含む。）
- (5) 工期 契約締結の翌日から令和9年10月19日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE（Value Engineering）方式工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (11) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第340号に規定する紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3243

(2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等

ア 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館10階

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

イ 期間

令和7年4月25日（金）から同年6月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

（ア）和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

令和7年4月25日（金）から同年6月13日（金）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

（イ）入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を（2）イの期間、（2）アの場所において交付する。

また、設計図書を（2）イの期間、（2）アの場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年施行）に基づき建築工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、令和7年6月16日（月）から同月18日（水）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

（ア）電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

（イ）電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

（ア）場所

（2）アに同じ。

（イ）期間

令和7年6月16日（月）から同月18日（水）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により令和7年6月16日（月）午前9時から同月18日（水）午後5時までの間に到着させること。

（ウ）その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(4) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(5) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

（2）アに同じ。

イ 開札日

令和7年6月19日（木）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(6) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課の職員を立ち会わせ

て行うものとする。

(7) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

令和7年6月20日（金）

イ 公表予定時刻

午後2時

(8) 落札決定予定日

令和7年7月25日（金）

(9) 入札結果の公表

落札決定後速やかに。

(10) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2) アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

- (ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）
- (エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）
- (オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者
- (カ) 次に該当する場合の入札参加者
- a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合
 - b 4 (2) ア (イ) b 又は 4 (2) ア (ウ) に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合
- (キ) 同一の入札について 2 以上の入札をした者
- (ク) 入札時に工事費内訳書、入札参加確認通知書の写し及び技術提案を提出しなかった者
- (ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (コ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2 に定める資格の要件のいずれかを満たさなかった者
- (サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
- (シ) 虚偽の技術提案を提出した者
- (ス) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者
- (タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者
- イ アに該当する者を落札者としていた場合には、当該落札者の落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5) によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。
- イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。
- ウ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。
- エ 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1 位の者を落札者とする。ただし、1 位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格調査を行った上で、落札者とする。
- なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課の職員にくじを引かせて決定する。

(5) 総合評価の方法

- ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は 50 点とする。また、標準点は 100 点とする。
- イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

- ア 躯体コンクリートの品質向上に関する提案
- イ 内部仕上げの平坦性や耐久性の向上に関する提案
- ウ 工事が周辺環境に与える影響の低減に関する提案
- エ 交通安全対策に関する提案

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 令和7年度 請負代金額の約0%の金額

イ 令和8年度 請負代金額の約36%の金額

ウ 令和9年度 請負代金額の約64%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後、本契約を締結するまでの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格のいずれかを満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Construction work of the Middle Building, Kihoku Special Needs Education School

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

2:00 P.M. 12 May 2025

(3) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system:

5:30 P.M. 18 June 2025 (tenders bring with 5:00 P.M. 18 June or submitted by mail 5:00 P.M. 18 June 2025)

(4) Contact point for the notice:

Public Building Division, City and Housing Bureau, Prefectural Land Development
Department, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan
TEL 073-441-3243

入 札 公 告

Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務について、次のとおり一般競

争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月25日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和9年度まで

(2) 業務の名称

Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年8月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和7年和歌山県告示第342号に規定するMicrosoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）調達業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課（以下「教育政策課」という。）

(2) 期間

令和7年4月25日（金）から同年6月3日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書について質問がある者は、令和7年4月25日（金）午前9時から同年5月12日（月）午後5時30分までの間に教育政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

教育委員会604会議室

イ 入札日時

令和7年6月4日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和7年6月3日（火）午後5時30分までに教育政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には教育政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない教育政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- 11 契約書の要否
要
- 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 13 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
教育政策課
- イ 所在地
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
郵便番号 640-8262
電話番号 073-441-3648
ファクシミリ番号 073-432-4517
電子メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Procurement of Microsoft software License Enrollment for Education Solutions (EES)
- (2) Time limit for tender :
2:00 p.m. 4 June 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 3 June 2025)
- (3) Contact point for the notice :
Education Policy Division of Wakayama Prefectural Board of Education,
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan
TEL 073-441-3648
FAX 073-432-4517
e-mail e5015001@pref.wakayama.lg.jp

諸 報

入 札 公 告

交通管制システム上位装置賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月25日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和12年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

交通管制システム上位装置賃貸借業務 一式

(3) 賃貸借期間

令和8年3月1日（日）から令和13年2月28日（金）までの間

(4) 調達役務の内容

交通管制システム上位装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県警察本部告示第1号に規定する交通管制システム上位装置賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824

メールアドレス e8402001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和7年4月25日（金）から同年6月23日（月）午後5時まで。ただし、（1）の場所での備付けは、同年4月25日（金）から同年6月23日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年4月25日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び（1）の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の（1）の場所での交付

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年4月25日（金）から同年5月30日（金）まで（同年4月25日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に交通規制課に対して書面等

（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和7年6月24日（火） 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年6月23日（月）午後5時までに交通規制課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年6月23日（月）午前9時から同月24日（火）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参

加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of central computer of Traffic Control System

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Tuesday 24 June 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 23 June 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Monday 23 June 2025 to 9:45 a.m. Tuesday 24 June 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8402001@pref.wakayama.lg.jp